

三豊市農業委員会 7 月定例総会議事録

令和 7 年 7 月 2 2 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 7 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 7 名(農業委員 2 2 名、農地利用最適化推進委員 5 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 讓	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 和雄	○
7 番	香川 政雄	ー	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	ー
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

7 番	近田 典章	○	1 1 番	村上 忠義	○	2 9 番	岩倉 卓三	ー
3 8 番	細川 覚	○	4 6 番	神原 強	○	5 4 番	太田 正嗣	○
6 8 番	小笠原 巧	ー						

2. 署名委員

1 8 番 石原 剛
2 1 番 岡崎 和朗

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 非農地証明願いの件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積計画の件について
議案第 9 号 土地改良事業における非農用地区域の協議について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会7月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。気温が35度を超える日々が続いており、大変暑い中作業をされていることと思います。本日も格別に気温が高くなっておりませんが、定例総会にお集まりいただきましてありがとうございます。また先般の研修会につきましても、農地パトロール、地域計画の策定に向けた内容となりましたが、研修で学んだことを今後大いに生かしていただきたいと思っております。また、来月は県外研修も計画されておりますので、多くの委員さんに参加いただきますようお願いいたします。本日も議案が多くありますが、皆様にご協力いただき、スムーズな議事進行を行いたいと思っております。最後までどうぞよろしくようお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号7番 香川政雄 委員、12番 前谷 晃年 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は22名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会7月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号18番 石原 剛 委員、議席番号21番 岡崎 和朗 委員のご両名をお願いいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号5号を朗読 〕

以上5件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号5号の5件の報告事項は、異議なしと認めま

す。次に進ませていただきます。3ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号2号を朗読 〕

以上2件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の2件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号18号を朗読 〕

以上18件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

8番 番号1号について説明します。申請地は、6月の定例総会に上程された農地法第5条の転用申請で分筆した農地の残地です。申請地は譲受人の宅地に隣接しており、家庭菜園として利用する予定です。
番号2号、番号3号については、関連する案件のため一括して説明します。譲渡人と譲受人は親族で、昨年生前一括贈与をした農地をお互いにまとめるための申請です。現地を確認したところ適切に管理されており、問題ないと思われま。

以上2件、ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

9番 番号4号について説明します。譲渡人と譲受人は隣の自治会です。申請地は譲受人宅に隣接しており、以前から譲受人が草の管理を行ってまいりました。今回、譲渡人と譲受人で売買について相談して申請したもので、今後は家庭菜園として使用する予定です。水利組合の同意も得ており、問題ありません。

の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号6号を朗読]

なお農地区分につきましては、番号3号の一部は国又は地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し不許可の例外に該当します。その他はすべて第2種農地です。

以上6件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する、一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。
- 3 番 番号1号について説明します。こちらにつきましては、申請人が自身の事業拡大のため既存の犬舎に隣接する申請地にドッグランを設置するための申請ですが、無断転用の状態でありましたので、今回その解消を行うものです。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 17 番 番号6号について説明します。申請人は水産業を営んでおり、申請地近くにある実家が空き家となったため、申請地とともに社員の保養所として使用していますが、その無断転用のための申請です。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
- 一 同 [なしの声あり]
- 議 長 ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号の6件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。11ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号9号の9件につきまして、ご説明いたします。

[議案第5号 番号1号から番号9号を朗読]

なお農地区分につきましては、番号2号及び番号3号の一部は、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、番号2号、番号3号ともに「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に該当します。その他はすべて第2種農地です。

以上9件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する、一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願いい申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。
- 17 番 番号5号について説明します。こちらは議案第4号の番号6号と関連しております。申請地は、譲渡人が譲受人へ買ってほしいと依頼したもので、現在保養所が立っているための申請です。
- 番号6号について説明します。譲受人はキャンプ用品の販売を行っており、キャンプ場施設を建てる場所を探していたところ、不動産業者の仲介により売買が成立したものです。
- 以上2件、周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いい申し上げます。
- 19 番 番号7号について説明します。こちらにつきましては、観光客用の駐車場を設置するため、不動産業者の仲介により売買が成立したものです。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いい申し上げます。
- 1 番 番号9号について説明します。譲渡人は農業を行っておりますが、後継者がいないこともあり経営規模の縮小を考えていたところ、譲受人の希望により売買が成立しました。申請地は、譲受人の会社の資材置場として使用する予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いい申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
- 一 同 [なしの声あり]
- 議 長 ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号の9件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。14ペ

ージをお開きください。議案第6号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「非農地証明願いの件について」ご説明いたします。

〔 議案第6号 番号1号を朗読 〕

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1号は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設(農道、水路等)の用に供する場合」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、続けて担当委員さんから順次説明をお願いします。

15番 番号1号について説明します。こちらにつきましては、申請地に隣接する農地へ水を入れるための水路とする申請です。現地を確認したところコンクリート用水路が設置されており、農地に該当しないと判断されます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号の1件については適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。15ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

〔 議案第7号 番号1号から番号6号を朗読 〕

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

6番 番号1号について説明いたします。現地を確認したところ、進入路には草や木が生い茂り、山林化している状況です。農地に復旧する見込みはありませんので、非農地通知が妥当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

20番 番号2号と番号5号については同じ地域ですので一括して説明します。現地を確認しましたが、山林化して入っていくことも困難な状況です。番号3号と番号4号も同じ地域ですが、農地として復旧する見込みはありません。いずれも非農地通知が妥当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1番 番号6号について説明いたします。申請地では、30～40年前は柿が栽培されていましたが、現在はまったく管理されていない状態で完全に山林原野化しております。非農地通知が妥当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号6号の6件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。19ページから28ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数18件、面積3.8ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては29ページから46ページまでとなっております。農地の管理者から香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は29件であり、面積は8.5ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計47件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができること、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は85件すべて適当と認め、決定いたします。47ページをお開きください。議案第9号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の説明をさせていただきます。

[議案第9号を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第9号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の案件は、同意することよろしいでしょうか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の案件は、異議なしと決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)
2. 次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者について
3. その他

(1) 8月定例総会について

日時 令和6年8月20日(火) 午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
8月7日(水)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町:丸岡 祐二	豊中町:藤川 剛
		詫間町:菅 充司	仁尾町:吉田 由紀

(3) 今後の予定

月日	会議名等	開催場所
8月23日(金)	農業委員会県外視察研修	愛媛県大洲市

閉会 【午後3時10分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____